

会 議 録

会議の名称	令和 6 年度 第 3 回那珂川市総合計画審議会		
開催日時	令和 7 年 3 月 26 日（水） 15：00 ～ 16：40	開催場所	市役所本庁舎 2 階第 1・2 会議室
出席者	1. 委員 包清委員（九州大学名誉教授）、池田委員（婦人会）、志水委員（小・中学校 P T A 連絡協議会）河野委員（社会福祉協議会）、長田委員（民生委員児童委員協議会）、飛永委員（筑紫農業協同組合）、添田委員（区長会）、山崎委員（区公民館連絡協議会）、熊谷委員（公募）、柴山委員（公募）、末吉委員（公募）、吉永委員（公募） 2. 執行機関（事務局） 小川行政経営課長、高木企画担当係長、長野主任主事		
配布資料	・ 資料 施策大綱 1 前期計画の成果と課題、後期基本計画の目標値について ・ 資料 第 2 回総合計画審議会 積み残し回答 ・ 資料 施策大綱 2 前期計画の成果と課題、後期基本計画の目標値について		
公開区分	開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由：情報公開条例第 9 条第 1 項第 号に該当)		
議題及び審議の内容			
1. 会長あいさつ			
事務局 それでは、定刻となったので、ただいまより「第 3 回那珂川市総合計画審議会」を開始する。1. 会長あいさつ。包清会長より一言挨拶をお願いします。			
会長 初夏のような暖かさであるが、週末はまた冷えるということであった。 本日は第 3 回目の総合計画審議会となる。忌憚ない意見をいただきたい。 前回は施策大綱の 1 の途中まで終わったのでその続きから始めたいと思う。			
事務局 それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思う。			
2. 議事			
事務局 それでは最初に、前回会議の中で質問や意見がでていた内容から説明する。 事前に配布していた資料の「第 2 回総合計画審議会積み残し回答」と書かれた一枚紙の資料を基に説明する。			

表の左に質問・意見の内容、右に解答を記載している。まず、一番上、那珂川市内で行われている見守り活動についてだが、現在那珂川市内では、市内で行われている見守り活動については、「防犯対策協議会（４地区：南畑・安徳・岩戸・片縄）」で行われている月２回の防犯パトロール、「交通安全指導員」による児童の通学時の見守り、筑紫地区５市で行われている「ついで隊」による「ながら防犯」活動があるとのことだった。ちなみに、那珂川市のついで隊登録者は１,０４７人となっている。

続いて、地域防災に関する目標指標についてだが、防災士部会が立ち上がったのは去年からなので、現在設定している「防災士の人数」については継続して目標として掲げていきたいとのことだった。その代わり、追加の指標として「防災士向けのセミナー実施回数」などの防災士の質の向上に関する指標を掲げることを検討したいと思う。

続いて、土砂災害に関してだが、こちらは施策３「災害に備えた社会基盤の強靱化の取組」
「①国土強靱化に向けた社会基盤整備」が風水害だけでなく、全般的な自然災害への対策を盛り込んだ内容となっている。

また、今後説明する大綱４の「森林環境の保全」の中で森林被害対策や災害箇所への対策についても記載する予定となっている。

続いて、「消費生活の苦情相談件数」に関してだが、消費生活に関する相談は白黒つけがたいものが多いため、「苦情解決数」は目標として掲げにくいとのことだった。ただ、実際の冊子を作成する際に、全国的に消費者トラブルが増加傾向であることや相談窓口の周知を図り認知度を向上させていく旨を記載するなど表現の仕方を工夫したいと思っている。

最後に他にでた最終段に記載の意見については、冊子を作成する際に記載内容を検討していきたいと思っている。前回の積み残しへの回答は以上となる。

それでは、続いて、前回の会議の続きから説明を行う。前回会議で配布していたピンク色の表紙の「施策大綱１」の資料を基に説明する。今回もかなりのボリュームになるため、要点を絞って説明する。

それでは１２ページ。高齢者福祉の分野、基本施策３「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる」について１２～１５ページまでをまとめて説明をする。

まず、現状と課題として、高齢者が生涯にわたって健康に暮らせる健康増進の取組、高齢者が地域社会の中で活躍できる機会の充実、安心な暮らしを支える医療・介護・福祉・地域などが連携した包括的なケア体制の充実が必要とされている。

本施策に関連するSDGsの実現に向けた、市民・団体・事業者などのみんなでめざすアクションと行政が支えるアクションは、記載の３つとなる。

続いて、１３ページ。基本施策３で取り組む施策について説明する。

まず、施策の１つ目「健康づくり・介護予防の推進」では、①介護予防の充実、②高齢者の健康増進の推進を主な取組としてあげている。

前期計画の目標指標は、「介護サポーター登録者数」で達成率８３％、評価３となっている。

成果と課題についてだが、まず成果として、認知症サポーターの活動者が増加傾向にあること、後期高齢者健診の受診率が令和３年度１０.８％から令和５年度１９.２％へ向上したことがあげられている。一方、課題としては、介護サポーターの周知を強化し、受入機関とサポーターをマッチングさせる必要があること、後期高齢者受診率の県目標値に到達していないことがあげら

れている。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。

目標は2つで、1つ目は、前期基本計画に引き続き「介護サポーター登録者数」で、目標値は最終年度のR12年度で300人となることを目指す。2つ目は「後期高齢者健診受診率」で、目標値は最終年度のR12年度で31%となることを目指す。

続いて、14ページ。

施策の2つ目「社会参加・生きがいのづくりの推進」では、①生きがいのづくりや社会参加の促進、②就業機会の確保を主な取組としてあげている。

前期計画の目標は2つで、1つ目は「シルバー人材センター会員数」で達成率78%、評価2、2つ目が「シルバー人材センターの就業率」で、達成率85%、評価3となっている。

成果と課題についてだが、まず成果として、会員の増加に向けた周知を行うことができたこと。一方課題として、定年延長などの労働の多様化から登録者は減少傾向にあること、発注者側と受注者側の需要と供給のバランスがとれていないことがあげられている。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。

目標は、前期基本計画に引き続き2つで、1つ目は「シルバー人材センター会員数」とし、目標値は毎年300名の会員数を確保することを目指す。2つ目は「シルバー人材センターの就業率」とし、最終年度のR12年度において就業率75%を目指すこととしている。

続いて、15ページ。

施策の3つ目「安心の体制づくり」では、①地域包括ケアシステムによる在宅支援の充実、②地域の支援活動の充実、③権利擁護の充実を主な取組としてあげている。

前期計画の目標は2つで、1つ目が「認知症サポーター数」で達成率140%、評価5、2つ目が「住民意識アンケートにおける地域包括支援センターの認知度」で達成率111%、評価4となっている。

成果と課題についてだが、まず成果として、認知症サポーター養成講座の受講者数を毎年約500～600名確保することができたこと、包括支援センターの認知度が上昇傾向にあることなどがあげられている。

一方課題としては、現役世代を中心に認知症への理解が思うように広まっていないこと、地域包括支援センターが関わる対象者が限られていること、地域の支援活動の充実に向け、情報提供、環境整備、支援体制の充実を図る必要があることなどがあげられている。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。

目標は前期基本計画に引き続き2で、1つ目は「認知症サポーター養成講座受講者数」でR12年度には3,500人の受講者を目指す。2つ目は、「住民意識アンケートにおける地域包括支援センターの認知度」で、目標値はR8～12年度の各年度において80.0%を目指すこととしている。

会長

それでは、基本施策3「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくる」に関する取組について説明があったが、質問や意見をお願いしたい。

委員

認知症サポーターの養成についてすごく取組に反映されている。目標値も上回ってるが、そもそも認知症サポーター養成講座を受けたらどういうところで活躍ができるのか。サポーターに

なった人たちをどこに派遣しようとしているのかを教えてほしい。

事務局

具体的には、次回の審議会の中で回答したいと思うが、この認知症サポーター養成講座というのは、いわゆる一般の方も誰もが受講できるような講座になっており、まずは認知症に関する理解というものを促進させるという目的である。

このサポーター養成講座を受講することで、認知症に詳しい方を増やしたり、そういう方を見かけた時に声かけができるようになったりなど、そういった人たちを地域に増やしていくことが1つ目標になる。

もう1つ今委員のほうから質問頂いた派遣や活躍の場所については、調べて次回、回答をしたいと思う。

委員

サポーター数だけが評価の対象になっていると、認知症という症状を理解する人を増やすということだけが目的になって、そのあとの大きい目的、認知症を改善させるのか健康な人を増やすのかという部分が明確ではないため、ただ数字を増やすことだけを目的になっているように感じた。

会長

そもそもの目的、何のためにというところの説明が欲しいというところだった。現状では、一般市民の方の中に認知症に対する理解者を増やし、認知症の方に対する支えの基盤をつくっていきましょうというような市民の意識向上みたいなことがテーマだと思う。

いわゆる職業として成り立つような意味でのサポーターではなさそうであるため、その辺り誤解ないように、記載いただきたい。

委員

認知症サポーター養成講座については、幅広く取組をされており、基本的に小学校、中学校など、家庭の中から認知症という部分に対する理解を広めたいということがあり、各小・中学校でも養成講座を行っている。

あとは自治会の中でも、見守りをしていこうところから、まず認知症を知るために養成講座を行っている。

小学校、中学校、そういう段階から各地域、自治体、職域的なもので広げて、認知症に気づける人を増やしていくと、気づいたら声をかけるということをすれば変わっていくということに重点を置いて取り組みを行っているのだと思う。

委員

全体的にそうだが、例えば人数を増やす、相談件数を増やす、それはそれでいいが、その先の話が入ってくるのか。数を増やしてじゃあどうするのかという話はいつされるのか。

事務局

最終的に冊子を作成する段階で細かい説明が入ってくる。

委員

今の認知症サポーター制度も、養成講座を受けて、登録すればスタンプを押してもらえる。いろんなところに出て行って、そのスタンプが貯まれば、5,000 円から 1 万円もらえる。いろんなところでいろんなイベントがあって、そこに出向いて行って、事業所が認証を受けているところであれば、スタンプを押してもらえるというシステムである。自分も持っているが登録はしていない。ただ、講座に参加して登録すれば、カードがもらえるため、そのカードを持ってイベントに参加するというようなシステムがある。こういった話はどこにでてくるのか。

事務局

こちらは総合的な計画となるため、そういった個別的な計画、個別事業に対しての詳細な計画などについては、それぞれ個別計画に網羅されている。

委員

そうはいってもわかるように記載しておく必要があると思う。シルバー人材センターについても課題に会員数が減ってきていると出てきている。これはどうするのかという話はここには出てきていない。来年もまた何人目指しましょう、だけでは何にも解決しないと思う。それをどうやって増やそうかというようなものは、それぞれの部署が考えるのか。

会長

課題として、今指摘いただいたところについては、本文の構成の際に検討いただければと思う。さらに、今回は総合計画の中間見直しという形になるので、この先の新しい総合計画を作成するときには、継続してこういった議論を頂ければと思う。

委員

14 ページだが、シルバー人材センターのことが書いてあるが、高齢者の生きがいや活躍というのは、このシルバー人材センター以外にもたくさんいろんな場所があると思う。例えば、今この委員に参加されてる方だったり、地域のいろんなところでボランティアに参加したり、活躍されている人もいっぱいいる。ここは数値化が多分難しいため、1 番分かりやすい、シルバー人材センターを目標に持ってきたのだらうと思った。しかし、生きがいというのは、すごい大きな捉え方で、人によっても違うと思う。目標値として定めるには、難しいかもしれないが、これだけ見ると、高齢者が活躍する場ではシルバー人材センターしかないのかと思ってしまう。今は、高齢者の方でもまだ仕事をしている方がいるため、シルバーに登録する方が減っているというのもあると思う。このように社会で活躍されている人もいるため、表現が難しいかもしれないが、違った視点からも記載できたらいいと思う。

会長

たとえば、高齢者の就業率などはどうか。

事務局

そういった数字が行政で把握できるかどうかは調査したいと思う。

今、委員の方からも指摘があったとおり、今回の目標指標としては、シルバー人材センターの会員数や就業率ということにしている。ただ、おっしゃるとおり、取組としては高齢者の生きがいづくりとして、地域活動であったり、シニアクラブの活動であったり、様々なところで高齢者の方が活躍している。

今回の目標指標だけを見ると、シルバー人材センターだけを記載しているように捉えられかねないため、そういったところについてはしっかりと文章で表現していきたいと思う。

委員

13 ページ、後期高齢者の受診率について、数値で見ると 5 人に 1 人しか受けない。これは市としても頭が痛いと思う。市役所からも健診を受診していないと、受けてくださいと電話もくる。電話やはがきなど個別にあたっていてかなり大変な労力だが、それでも 5 人に 1 人しか受けない。1 人 500 円なのに特定健診を受けない。

多くの高齢者は病院に通っているかと思う。この特定健診で、将来の医療費を少しでも抑えようというのが最終目的だと思うが、2 割という現状は厳しい。

そこまでいろいろやって行ってくれないのはどうしようもない。健康への関心がないということなのだろうか。

委員

これは病院との連携は取れているのか。自分も高齢者で通知があるが特定健診にはいかない。別で病院にかかっているから。病院にかかっているっていうデータは市にいかないのか。

事務局

今までは、後期高齢者の特定健診は病院での個別健診だけだったが、5 年度から集団検診が始まった。普段かかっている病院でとるデータと特定健診での検査項目は違ってくるかと思う。

委員

電話がきて、個別健診を受けましたと答えると、それ以降は電話が来なくなる。

そういったデータは行かないのか。

事務局

最終的に誰が個別健診を受診したのかのデータは共有されるかもしれないが、都度都度は共有されないため、電話との時差が生まれるのだと思う。

委員

この数値は個別健診の数字も入っているのか。

事務局

入っている。

委員

そう考えるとかなり少なく感じる。この数字が少ないことで国からの補助金が変わったりするのか。

事務局

そういったものはない。後期高齢者の健診自体は、県から受託して実施をしている事業となる。

委員

県から受託しているとはいえ、医療費はかかる。県としては、検診を受けて何かしら病気など悪い傾向にあるものを早期に発見して、早期治療で医療費を抑えようという目的ということか。

事務局

そういうことである。

会長

たとえば、そもそも移動そのものを補助するとかも考えられる。あとは、認知症があっても電話や通知があっても3日もすれば忘れてしまうとか、動けないとかいうような人も母数に入っているかと思うので、年齢で区切るのではなく、検診を受けることそのものが難しい人を母数から除けるのであれば、除くなどその辺りも含めて手だてを考える必要があるかと思う。

あとは、個人情報の問題もあってその辺り把握できないこともあるかと思うが、検討いただければ。

委員

12 ページの高齢者の健康増進に取り組むと記載はあるが、健康に暮らせる健康増進ということがどの取り組みにも掲載されていないのではないかと思います。

事務局

13 ページ、②高齢者の健康増進というところで取組を掲げている。今どのようなことを行っているかという、健診の受診促進や体力測定への参加勧奨などの取組を行っている。また、地域活動への支援なども行っている。

この資料には細かいところまでは記載していないが、冊子を作成する中でそういったところは記載する予定である。

会長

指摘いただいたのは、何らかの症状が出た時の診断をどうするのかという結果の話ではなく、予防の話であった。健康寿命を延ばすために何をしているのだという話であった。

委員

今の話でイメージが湧いたのだが、例えば 80 歳で山登りしているとか、こういう活動しているよとか、実際にこの町に住んで元気で健やかにいい歳の重ね方をしている方を集めて、注目を集めるような動画を作ったりだとか、表彰だとか講演会をするだとか、イベントをするだとか、こういった数字だけではなく、リアルなこういう暮らしでこういう気持ちで生活して、私は元気なんだという生の声を聞ける場を提供したらどうか。「おめでとうございます、100 歳ですか！那珂川ものを食べてらっしゃるんですか。だからこういう活動されてこうなっているのですね」のような、その人の人生や背景が反映されるような、そして私たちがそういう歳の重ね方をしたいなと思えるような、何かそういう場をつくるとか、そこに光を当てると高齢者のイメージが変わったりするのでは。認知症だとか、シルバー人材とか聞いてもワクワクしない。誰でも輝ける場所を行政が準備して、何かスポット当てて、何かイベントみたいなことが出来ればいいのではと思う。

会長

高齢者健康新聞みたいな、お互いにそういう事例を知る、共感する機会の話だったかと思う。この辺りは、恐らくプライバシー保護の問題や犯罪に巻き込まれないようになど社会情勢もあるかと思うので、相互理解のあり方、情報交換のあり方を検討していただけたらと思う。総合計画でやろうとするとどこ辺りになるか。

委員

13 ページの高齢者の増進や 16 ページの生きがいづくりになるかと思う。

会長

そこ辺りも踏まえて検討いただければ。その他意見がなければ、次に進みたいと思う。基本施策 4 について事務局より説明をお願いします。

事務局

続いて 16 ページ。

地域福祉の分野、基本施策 4「地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる」について、16～20 ページまでをまとめて説明をする。

まず、現状と課題として、市民が互いに支え合う意識を高め、地域福祉を支える人材の確保、障がいのある人の自立した生活をサポートする相談支援と必要なサービスの提供、障がいのある人が円滑に就労・就学などの社会参加ができる環境づくり、誰もが安全・安心な暮らしを支える生活環境づくりが必要とされている。

本施策に関連する SDG s の実現に向けた、市民・団体・事業者などのみんなでめざすアクションと行政が支えるアクションは、記載の 3 つとなる。

続いて、17 ページ。

施策の 1 つ目「地域福祉の充実」では、①地域福祉活動の推進を主な取組としてあげている。

前期計画の目標は、「ふれあいサロン開催行政区数」で達成率 86%、評価 3 となっている。

成果と課題についてだが、まず成果として、第 2 次那珂川市地域福祉計画について、地域福祉推進委員会で報告を行い、各委員から意見を聞くことができたことがあげられた。

課題としては、今後の地域福祉計画に基づく施策の進行管理及び計画の目標に対する施策の評価の手法に対する検討が必要となっている。続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。目標指標については、個別行政計画である地域福祉計画について地域福祉推進委員会で現在検討中の事項であるため、現在は目標値未設定となっている。

続いて、18 ページ。

施策の2つ目「障がいのある人への適正な福祉サービスの提供」では、① 障がい福祉サービスの総合的な推進、② 日常生活支援の充実、③ 相談体制の充実を主な取組としてあげている。成果と課題についてだが、まず成果として、第5次那珂川市障がい者施策推進計画を策定したこと、手話奉仕員養成講座についてR4年度は16名、R6年度は17名が修了し、那珂川市登録手話通訳者へ5名の登録があったことなどがあげられている。

課題としては、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え地域生活支援拠点等を整備する必要があること、技術の高い手話通訳者が不足していることなどがあげられた。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。

なお、本項目については数値目標の設定が難しいため、前期後期共に数値目標を設定していない。

続いて、19 ページ。

施策の3つ目「障がいのある人の社会参加の促進」では、① 自立支援の充実、② 療育の推進を主な取組としてあげている。

前期計画の目標指標は、「就労定着支援決定者数」で達成率143%、評価5となっている。

成果と課題についてだが、まず成果として、就労定着支援決定者数がR6.7時点で目標を上回っていることなどがあげられている。

一方課題としては、就労に繋がることが難しい方とそのご家族の相談対応の充実が必要であることなどがあげられている。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。

目標指標は、前期基本計画に引き続き、「就労定着支援決定者数」でR12年度に24人の就労定着支援決定者がでることを目指すこととしている。

続いて、20 ページ。

施策の4つ目「誰もが安全に暮らせるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」では、① 権

利擁護・理解促進の充実、② バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実を主な取組としてあげている。

成果と課題についてだが、まず成果として、「障がい者週間」に「にこにこマーケット」を開催し、障がい者の社会参加の支援及び障がい者に対する理解の促進等に寄与できたこと、本庁舎2階トイレ改修工事において、バリアフリー化を実施できたことがあげられている。

一方課題としては、「にこにこマーケット」が庁舎内でしか行えていないため、啓発活動の充実を図る必要があることなどがあげられている。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。

なお、本項目については数値目標の設定が難しいため、前期後期共に数値目標を設定していない。

会長

それでは、基本施策4「地域が支え合う社会、誰もがともに暮らせる社会をつくる」に関する取組について説明があった。質問や意見をお願いしたい。

委員

那珂川市における障がい者って何パーセントくらいいるのか。

事務局

調べて次回報告を行う。

会長

正確な数を把握するのは難しいかもしれない。

委員

これだけの人数がいるから、これだけの施策に対して投資しなければならないというように決めていかなければならないと思ったため質問させてもらった。

委員

障がい者の方の定義は、手帳を持っている方ということに対しては把握ができるかと思う。知的障がい者の方、精神障がい者の方、身体障がい者の方が何人というところはでるかと思う。ただ、就労にも関係してくるので、数字的には限られた情報になると思う。

会長

障がい者手帳については、人工透析を行っている方なども持っている。先天性、後天性、いろんな種類の障がいがある。統計的に扱う数字は手帳が申請された数というところも理解いただいたうえで、誤解がないように表現してもらえればと思う。

会長

他に質問はないか。なければ私から1つ質問したい。

17ページの地域ふれあいサロンについて、3カ年ずっと開催が31区となっている。これは何か理由があるか。

委員

ふれあいサロンは各行政区で福祉ネットワークの一つの取組として、サロンが開催されている。福祉ネットワーク事業がまだ対応出来ていないという行政区が残りの5行政区となっている。そこについては、今後取り組めるようお願いしていくということを取り組んでいる。残っている行政区はまだ準備段階だということが現状である。

委員

地域福祉委員会というのはどこが管轄しているのか。

事務局

生活福祉課である。

委員

そっちが決まらないと目標が出てこないということか。普通逆じゃないか。

事務局

ちょうど並行して計画を作成しているため、整合性を取るために待っている状態である。

委員

今、地域福祉委員会のほうで、システムを作り替えようとしているところである。

今まで悪かった部分を改善していこうと動いているところである。

また、先ほど言われていたサロンについても、区によってサロンの温度差がある。行政としては、人と人のつながりを持つためにやってくださいと周知をしているところではある。

今後も啓発はしていかなければならないという課題はある。

委員

自分はボランティアでサロンに関わらせてもらっているが、ものすごく楽しそうにしてある。杖を突いてこられたり、自転車を押してこられたり、皆さん楽しみに来ているという雰囲気を感じる。やはり、しゃべり相手がいるとか、場に集うことの重要性を感じる。家庭を訪問させてもらう機会も多いが、みな話し相手が欲しいと思っている。

歳をとっていくと、外に出づらくなるし、引きこもりがちになるが、サロンがあることでしゃべる機会になる。自分自身もすごく楽しいと思っている。こういったサロンでの触れ合いが大切なのだと感じる。だからこそ、そこにもう少し予算が生まれたり、スタッフの人が能動的に動いていたりするから、そこに感謝の気持ちが伝えられる仕組みがあるといい。

委員

それはとてもいいサロンなのだと思う。それこそ、無理やり出されて文句を言っている区もある。自分たちが求めているものは、話していただいたように楽しいと思ってもらうこと。

やはり、サロンを通じて人と繋がることで、詐欺電話だったり、そういうものの被害を食い止めるという目的もあると思う。民生委員の方が苦労しているということは知っている。

コロナの後にサロンの開催が濃厚になったところと希薄になってしまったところの差が出てきてしまった。

委員

善意で動いているので、ボランティアの活動もどんどん深くかかわっていると思う。

だから、善意だけを当てにせずに、報酬という形でずっと続くようにしてもらえたらありがたい。

会長

17 ページの目標指標に関しては、別の審議会でもまた検討されるのではないかとと思うが、当審議会でも他にも何か案があれば是非提案いただければと思う。

それでは続いて基本施 5 について説明をお願いします。

事務局

それでは、続いて 21 ページ。

健康・医療の分野、基本施策 5「市民が健康に暮らせる環境をつくる」について 21～26 ページまでをまとめて説明する。

まず、現状と課題として、各世代のライフステージに応じた健康づくりへの支援、感染症に対する危機管理体制の確立、安全で安心な地域医療の充実、生活困窮者の生活を支え、自立に向けて支援する生活保障の充実、各種社会保障制度の適正な運営に向けた取組が必要とされている。

本施策に関連する SDG s の実現に向けた、市民・団体・事業者などのみんなでめざすアクションと行政が支えるアクションは、記載の 3 つとなる。

続いて、22 ページ。

施策の 1 つ目「健康づくりの推進」では、① 健康づくり支援体制の強化、② 健康づくり意識の高揚、③ 保健事業の充実、④ 食育の推進を主な取組としてあげている。

前期計画の目標は、「健康づくりに取り組んでいる人の割合」で達成率 86%、評価 3 となっている。成果と課題についてだが、まず成果として、「那珂川市健康増進計画」を策定したこと、特定保健指導率が国の目標値である 60%を達成できたことなどあげられている。

一方課題としては、本市の子宮頸がん検診受診率は、県の平均受診率よりも低く推移しているため、若い世代にがん検診の必要性を周知し、受診行動へとつなげる必要があること、などがあげられている。

続いて、後期基本計画における取組は、①②③は前期計画から引き続きの項目となる。

なお、④食育の推進については、健康づくりにおける一つの取組であり、②健康づくりの意識高揚に含まれるため削除する。

目標指標は、前期基本計画にから少し文言を変更し、「自身の健康づくりに取り組んでいる人の割合」とし、最終年度の R12 年度において、70%を目指すこととしている。

続いて、23 ページ。

施策の 2 つ目「医療体制の充実／感染症対策の推進」では、① 地域医療体制の充実、② 感染症対策の推進を主な取組としてあげている。前期計画の目標指標は定めていない。

成果と課題についてだが、まず成果として、正しい医療機関へのかかり方についての啓発として広報 9 月号に記事を掲載、ホームページでも啓発を行ったこと、令和 5 年度より麻しん風しん（MR）ワクチン第 2 期の未接種者に個別勧奨ハガキ、第 1 期についても未接種者に電話連絡を行い接種勧奨を実施したことなどがあげられている。

一方課題としては、麻しん風しん（MR）ワクチンについて、乳幼児期は転出入が多く年度により接種率の変動があることや一定数予防接種を受けさせない考えの保護者がいることがあげられている。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。

目標指標は新しく「麻しん風しん（MR）ワクチン第2期の接種率」を掲げ、目標値はR8～12年度の各年度において、95%を目指すこととしている。

続いて、24 ページ。

施策の3つ目「生活保障の充実」では、❶ 生活困窮者などの相談支援体制の充実を主な取組としてあげている。

前期計画の目標は、「困りごと相談室における相談件数」で達成率60%、評価2となっている。成果と課題についてだが、まず成果として、相談者一人ひとりに寄り添った丁寧な対応に努めたことにより、セーフティネットとしての自立相談支援機関の役割を果たすことができたことあげられている。

一方課題としては、支援が必要な人が相談しやすくなるよう、安心して相談できる窓口であることを継続して情報発信していく必要があることなどがあげられている。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。

目標指標は、前期基本計画から少し文言を変更し、「困りごと相談室における新規相談受付件数」とし、目標値はR8～12年度の各年度において、132件を目指すこととしている。

続いて、25 ページ。

まず、施策の1つ目「社会保障制度の適正な運営」では、❶ 国民健康保険制度などの適正な運営、❷ 介護保険制度の適正な運営、❸ 後期高齢者医療制度の適正な運営、❹ 国民年金制度の適正な運営、❺ 生活保護制度の適正な運営を主な取組としてあげている。

前期計画の目標は2つで、1つ目は「国民健康保険税の収納率」で達成率100%、評価4となっている。2つ目は「特定健診受診率」で達成率57%、評価2となっている。

成果と課題についてだが、まず成果として、所得の申告がなされていない被保険者等へ通知による申告勧奨を3回実施し、国保税の適正な算定による賦課を行ったこと、特定健診受診率は、国の目標値（60%）には届いていないものの、福岡県の平均値（34.4%）より高い率を維持してできたことなどが挙げられている。

一方課題としては、特定健診受診率は40・50代の健診受診率が20%台と低いため、関係課と連携して国保途中加入者への受診勧奨や電話、ハガキによる個別の勧奨を行う必要があること、後期高齢者医療加入前から既に他税目の滞納がかさんでいる対象者に対して、どのように保険料の納付を促すかなどが課題として挙げられました。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。

目標指標は、前期基本計画に引き続き2つあげており、1つ目は「国民健康保険税の収納率」で、目標値は各年度95%を目指すこととしている。2つ目は「特定健診受診率の向上」で、目標値は最終年度のR12年度に60%の達成を目指すこととしております。

会長

それでは、基本施策5「市民が健康に暮らせる環境をつくる」に関する取組について説明があったが、質問や意見をお願いしたい。

委員

24 ページの生活困窮者の生活相談支援体制の充実についてだが、困りごと相談室における相談件数が減少傾向にあると思うが、今後の目標指標についても更に減った数字になっている。大きな目標は、生活困窮者自体が減って、相談件数が減っていくということを目的にしているのか。

事務局

前期基本計画でも項目は、困りごと相談の相談件数、後期基本計画では新規の相談件数ということになっているため減った目標のように見えている。

R3 年度はコロナ関係でかなり相談が多くなっていた。また、この生活相談については市制施行後から始まった事業で、県でやっていた時は相談件数が 2 桁くらいであった。

相談が多いからいいということではないが、潜在的な相談者もいるため、相談室に関する認知度を上げていくことを目標にしている。

会長

重要度や満足度が低い理由はあるか。

事務局

この重要度・満足度については、市民 2,000 人から選ばれた方に回答してもらうアンケートを基に算出している。アンケートの傾向としては、自分に身近ではない項目や分からない項目は低くつけられがちであるため、年度によってばらつきがでる。

実際に相談に来た方にアンケートを取ると、数値は変わってくるかと思う。

会長

実際に相談された人へのアンケートは取っていないか。

事務局

それは取っていない。

委員

23 ページの課題のところに、接種率が伸びない理由として、予防接種を受けさせない考えの保護者が一定数いるという書き方をしているが、個人的な考えとして、ワクチンは受けたくないのでも受けたくないし、子ども達の予防接種も本当に必要か考え抜いて受けないことを決めた。ここの書き方を見ると、受けることが正しい、正しい医療のかかり方だと評価されてしまう。だから、受けていないことが間違っているかのように感じてしまうので、それに関しては異議申し立てたい。いろんな考え方があっていいと思うし、医療に関しての価値観やワクチン、予防接種に関して、本当の健康って何だろうということを考え抜いて、自分の責任においてどちらを選ぶかということであると思う。

もちろん、国の政策としては、こういうのを推奨しますよっていうのがあっていいとは思いますが、今は多様化の時代であるので、それぞれの考えを持って、何を選ぶかというのは認めてあげる意識づくりをしてほしい。

会長

ここで記載のある麻しん風しんワクチンは何歳の子を対象としたものか。

事務局

第1期が1歳、第2期が年長を対象に接種を促している。

会長

感染症というものは、第三者に感染させる可能性が極めて高いや感染した場合に致死率が極めて高いなどそういうことでいくつかランクが設定されるかと思う。

選択の自由の話題と、第三者に対する感染の広がりとか、そういうところも踏まえて表現していただければと思う。

委員

23ページの地域医療体制の充実という所だが、目標指標がワクチン接種しかない。地域医療体制の充実という部分はどういったことをするのか。

事務局

目標指標では、ワクチン接種しか掲げていないが、取組としては医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携、かかりつけ医に関する啓発などを行うこととしているが、目標指標は立てづらいため目標は掲げていない。

会長

それでは、施策大綱1の基本施策1～5を議論いただいたということにしたい。

事務局

もう少し時間があるので、次まで説明させていただきたい。

会長

それでは、続いて施策大綱2のほうに時間が許す限り説明頂きたいと思う。

事務局

それでは、続いてオレンジ色の表紙「施策大綱2」について説明をおこなう。

まず1ページ。評価の方法は施策大綱1と同じであるが、施策大綱2では、達成率が100%を超えた指標が全体の半数以上あり、比較的適切な目標設定が行えており、進捗度も順調であるといえる。特に学校教育に関する施策において、達成度が高くなっていることが分かる。

会長

何か質問はあるか。なければ次の基本施策1について説明いただきたい。

事務局

それでは、続いて 2 ページ。

人権の分野、基本施策 1「多様な市民の人権を尊重した社会をつくる」について、2～6 ページをまとめて説明おこなう。

まず、現状と課題として、多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深める教育・啓発活動、実態の把握と相談体制の充実、人権侵害を受けた市民への相談支援体制の充実、ダイバーシティの視点に立った誰もが個性と能力を発揮し活躍できる地域社会づくりが必要とされている。本施策に関連する SDGs の実現に向けた、市民・団体・事業者などのみんなでめざすアクションと行政が支えるアクションは、記載の 2 つとなる。

続いて、3 ページ。

施策の 1 つ目「人権・同和教育と啓発の推進」では、① 地域における人権・同和教育と啓発の推進、② 学校における人権同和教育の推進を主な取組としてあげている。

前期計画の目標指標は 2 つあげている。1 つ目は「人権フェスタなかがわ参加者数（オンライン含む）」で達成率 80%、評価 3 となっている。目標の 2 つ目は「人権教育推進状況調査」で達成率 100%、評価 4 となっている。

成果と課題についてだが、まず成果として、自治会における人権問題研修会については、コロナにより減少していた実施区数が徐々に増加し、令和 5 年度では 34 の行政区で人権問題研修会を実施できたことなどがあげられている。

一方課題としては、人権フェスタについて、より多くの参加者を確保するため、多くの学校・保育園等・市民団体の参加できるようなイベントの企画・運営が必要であることなどがあげられている。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる

目標指標は、前期基本計画にから 1 つ目標指標を増やし 3 つあげている。

1 つ目は「人権フェスタなかがわ参加者数」で、目標値は各年度 4,000 人の参加を目指すこととしている。2 つ目は「区公民館における人権問題研修会の実施区数」で、目標値は各年度 37 区での開催を目指す。最後に「人権教育推進状況調査」は、各年度 100%の実施を目指すこととしている。

続いて、4 ページ。

施策の 2 つ目「実体的差別の解消」では、①差別の実態把握、②生活相談などの充実・支援を主な取組としてあげている。

前期計画の目標指標は 2 つあげており、1 つ目が「人権センター相談件数」で達成率 129%、評価 4 となっている。2 つ目が「恵子児童館来館者数」で達成率 85%、評価 3 となっている。

成果と課題についてだが、まず成果として、那珂川市部落差別の解消の推進に関する条例を周知するため、パンフレットの作成配布、啓発冊子への掲載、同和問題講演会、市ホームページ・SNS による周知を行ったことなどがあげられている。

一方課題としては、子ども向けの啓発冊子は、対象年齢を見直したため、作成できていないことがあげられている。

続いて、後期基本計画における取組は、①は前期計画から引き続きの項目となる。②については、実態的差別の解消の寄与する取り組みとして、相談の充実に加え、地域交流を取り組みに設定するため「地域交流・相談体制などの充実・支援」へ変更している。

目標指標は、前期計画であげていた「人権センター相談件数」については、数値目標として設定することが施策の目的とそぐわないため、「人権センター（恵子教育集会所・恵子児童館・老人いこいの家）の来館者数」を目標指標に設定している。目標値は各年度において 16,000 人としているが、誤りのため 20,000 人に修正をお願いしたい。

続いて、5 ページ。

施策の 3 つ目「人権侵害への支援」では、①人権相談の充実、②性による人権侵害への支援を主な取組としてあげている。

前期計画の目標指標は「市民が利用する店舗等（民間事業所）への DV 等相談窓口に関するカードなどの設置件数」で達成率 107%、評価 4 となっている。

成果と課題についてだが、まず成果として、こども応援課や市民課、配偶者暴力相談支援センターなど庁内外の関係機関と連携しワンストップの支援を行ったことがあげられている。

一方課題としては、相談者の個別事情が多様化しているため、庁内外の関係機関との連携を図り、引き続き支援を充実させていく必要があることなどがあげられた。

続いて、後期基本計画における取組は、前期計画から引き続きの項目となる。

目標指標は、前期基本計画と同様の指標となるが、設置件数を設置箇所数へ変更したい。

目標値は毎年 160 箇所の増加を目標に、最終年度の R12 年度には累計 800 箇所設置することを目指す。

続いて、6 ページ。

施策の 4 つ目「男女共同参画意識・ダイバーシティ（多様性）の推進」では、①男女共同参画の啓発、②男女共同参画推進体制の整備、③女性参画の推進を主な取組としてあげている。前期計画の目標指標は「女性人材リストの登録者数」で達成率 108%、評価 4 となっている。

成果と課題についてだが、まず成果として、自治会女性役員参画推進補助金事業によって、自治会における女性役員の割合が増加したこと、育児休業の取得促進やハラスメント防止規程の改正等を実施することで職場環境の改善にも取り組んだことなどが挙げられた。

一方課題としては、女性人材リストの登録者の高齢化や取り巻く状況の変化により、新たな人材の発掘が必要であること、ワークライフバランス確保のため、既存の研修制度のみならずキャリア形成に必要な取り組みについて検討する必要があることなどがあげられた。

続いて、後期基本計画における取組は、①③については前期計画から引き続きの項目となる。

前期計画であげていた「②男女共同参画推進体制の整備」については、すべての男女共同参画講座や啓発活動において市民団体と協働でネットワークを活かした実施ができており、前期基本計画時点で目標を達成したため、主な取り組みから削除している。

目標指標は、前期基本計画に引き続きのものと新たに設定したものの 2 つをあげている。1 つ目は「女性人材リストの登録者数」で、目標値は各年度 30 人を目指すこととしている。2 つ目は「監督職以上に占める女性の割合」で、目標値は最終年度に 30%達成を目指すこととしている。以上で基本施策 1 の説明を終わる。

会長

それでは、基本施策 1「多様な市民の人権を尊重した社会をつくる」に関する取組について説明があったが、質問や意見をお願いしたい。

委員

4 ページの恵子児童館来館者数については子どもの人数も入っているのか。

実際、子どもを連れて恵子児童館を利用したこともあるが、生活相談や部落差別というところに直接かかわった事は無く、ただ普通に子どもを遊びにつれて行って、楽しんで、何かのイベントがやっていたら参加するという感じである。

自分の認識認識不足かもしれないが、体験した感じでは、差別とか、そういった教育ということには特段触れたことがない。来館者数について、子ども達も含めての人数に決定した理由があったら教えていただきたい。

事務局

恵子児童館については、毎年5月に末に恵子児童館こども祭りというイベントを行っている。そこでは、市民の方々と一緒にイベントを計画している。恵子児童館などは啓発の拠点として整備をしている。

やはりまず来ていただいて、センターの人や地域の人と交流して、人権教育の啓発に繋がってきたいという思いがある。

委員

人権課題というものはいっぱいある。しょうがないとは思いますが、ここには、部落差別と女性差別、あとはDVしかでてこない。後はどうしたのという話。

残りの問題を入れ込めないというのが課題。一つは、包括的な人権課題を考えていかなければならないという問題がある。子どもの権利条例も作った、障がい者差別問題、ヘイトスピーチなど、そういったものを網羅するとなると大変かもしれないが、ただ特徴的なものを引っ張り上げるしかないのかなと感じる。どこかで取り上げてあげないと、人権問題ってこれだけなのかなという認識になってしまう。

事務局

委員の意見の通りで、成果と課題のところで部落差別解消に関する条例について記載しているため、部落差別だけを取り上げているように見えてしまうかと思う。

しかしながら、差別の実態の把握というものは、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の解消に向けてやって行かないといけない取組となっている。

総合計画としては、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の解消に向けてということで文章にも記載し、人権啓発に関する計画においては、あらゆる差別、子ども、高齢者、障がい者など、そういった差別についてもしっかりと記載をしていきながら、個別に具体的な取組を進めていくということで計画を作っているため、総合計画としては、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを進めるというところで整理をしていきたい。

会長

あらゆるという言葉は非常に多岐に渡ると思うが、その中で、市の最高位計画である総合計画で何を取り扱うのか、どう位置づけられるのかということは明確に理解できるようにしていただければと思う。

2 ページにも、外国人やセクシャルマイノリティ、いじめなどいろんな形のハラスメントをはじめ、それぞれの大綱の基本施策の話題の中でたくさん設定され、少しずついろんなところに散らばっていると思う。その中でどの施策で扱うのかというのは明確にしてもらえればと思う。

委員

女性人材リストの登録者という話があったが、こういった方が登録されているのか。

事務局

今まで様々な活動をされてきた方が多くいる。男女共同参画やまちづくりなどいろんな活動がされてきた方が登録されている。文化協会などの社会教育団体なども多かったりするが、団体だけでなく、日頃から子育て関係の取り組みをされている方なども登録している。

委員

監督職以上に占める女性の割合など、選挙に関してもだが、女性の割合を増やそうというのが最近よく耳にするが、女性だから選ぶ、男性だから選ばないという選び方ではないような気がする。この人だから選ぶ、この職に適しているから選ぶ、という考え方が基本にあると思う。昔に比べて女性に対する差別意識が減ってきたので、自分のような意見に至ったかもしれない。以前はもちろん、女性というだけで職に就けなかったりなどいろいろあったと思うが、今は少しずつ改善されてきていて、みんなの意識が変わりもう一つ上の段階に来たと思っている。何かただ増やすというのを目標にするのは、その人が望んでいたが女性という理由でダメだと言われたということであれば問題だと思うが、そうではなく、自分が望む望まないに関わらず女性ということで、とりあえず数を上げるためにあげさせられたという実態にならないように配慮が必要ではないかと思う。

事務局

委員の意見にもあったように、行政としては課題があったため、女性管理職を増やしていくという数字的な目標を考えており、女性ということを理由に不利な判断をされないということがまずは大きなところである。

そのうえで、こちらとしても女性だからという理由で選ぶのではなく、本人の希望や能力評価も鑑み、昇格を判断していくことになる。

今言われたような女性だからという判断は行わない。

委員

女性参画を指標として盛り込んでいるのは何故なのかという話であったかと思う。本文の中では少し注意して書いていただければと思う。基本的には性別を問わない人材育成と、求められる職に対する人材育成のマッチングがちゃんと行われているという話であった。

委員

男女共同参画推進委員会で、男女共同参画という言葉無くそうという話が出ている。

男女共同参画という文言を切り替えていかないと、ジェンダー平等にならない。こういった計画でも文言を一気に変えないといけないのではないかと思う。

女性だからどうだ、男だからどうだ、ではなく多様な人材という表現にする。そのように切り替えて変えられるところは変えていって欲しい。

会長

法律や条例などとの関係もあるかと思う。その辺り工夫いただければと思う。

他に意見はないか。それでは、基本施策 1 についてはここまでとする。時間も来たので、本日の審議事項はここまでとし、続きは次回の会議で行いたいと思う。

事務局

最後に事務局からお知らせである。次回会議は 5 月中旬を予定している。

また別途日程調整を送付する。全体を通して何か質問はないか。

委員

最後に 1 つ。男女共同参画という言葉自体を変えるという話があったかと思うが、その意識が変わっていくことが進化だと思う。今までのことをなかったことかのように消しゴムで消すのではなく、こういう意識の変遷があって、今があるのだということは残っていた方がいいのではないかと思う。それこそ、以前は男性が中心の世の中で、女性は家事をするというのが普通だったが、そこからどんどん変わっていったという経緯を、自分たちは肌で感じてきたが、もう若い世代になると知らないことで、当たり前のことである。

だからこそ今の変容ぶりを、この言葉は適切じゃないからこう変えたのだということを伝えられたら良いと思う。

委員

言葉としては残る。悪いことは消えた方が良いと思う。言葉は消えても歴史から消えるわけではない。残ったままだと変な歴史認識が入ってしまう。形としては残るとしても、使う言葉からは消えていいと思う。国はまだ男女共同参画という言葉を使っているが、福岡県は変わっている。地方の市はもっと先に変わっていいと思う。

条例を作るときでも、県がやっていないからという理由を言われたりしたが、そういった上から降りてくるパターンをは止めた方が良いと思う。

事務局

他にはないか。なければ以上で第 3 回総合政策審議会を終了する。